

憲法に関する市議会議員と市長候補への

公開質問状の回答結果を報告します

前回報告したように、憲法9条に関する公開質問状の結果が別表のように集計されました。大変残念なことには諸事情で回答が遅れた人にも、礼をつくして再度回答をお願いする手紙をお送りしたにも関わらず、5名の回答拒否が出たことです。(別表参照)

有権者からのこのような質問に対して、回答拒否という態度は理解できませんし、こういう問題に意見がないとしたら、それは無責任であり、市政に参画する資格はありません。したがってこういう人には投票しないことをおすすめします。また9名の護憲の回答をしていただいた候補者の皆さんには、深い敬意と

各候補者のコメント一覧

市長候補 長谷川寛彦 (その他)

憲法改正は非常に重要な問題であると思ひますし、国政の立場の方々々が様々間な議論をしていることを承知しております。その議論をもとに国民に憲法9条に対して理解が深まることを望んでいます。

市議会議員候補

西下敦基 (A)

戦争のない世の中を願っています

小林博文 (その他)

現時点で9条改正の必要はないと考えますが、自衛隊については、明記する必要があると考えます。(4年前と同じ考えです。)

また、将来にわたってまで意見を述べるつもりはなく、その時代、時代を生きる方たちにゆだねるべきとも思ひます。

山本紘之 (B)

平和主義、日本の自主独立にのっとった憲法改正はすべきである。今の憲法9条下で「安全保障関連法」が成立した事実から、この法が違憲であるといえるような憲法にすべきである。

また尖閣問題、北方領土問題は日本に自国を守るべき軍事力がなく、米に頼りきっている為、自国の利益の為の外交交渉ができない。IR問題、種子法関連、TPP、米貿易協定など、日本の国益を国際金融資本に捧げる法案が通るのも、この問題と無関係とは言いがたい。専守防衛の軍をつくり、同盟国の戦争には加担しない、独立国日本としての憲法をつくる必要性がある。

ともにその支持を訴えて、奮闘をお祈りします。そして改憲の回答、またはその他の回答を選ばれた方は、それぞれに誠意あるご回答ありがとうございました。次号から順次みなさんから提起された問題について考えて参りたいと思ひます。そして、アンケートの結果と添付された候補者のコメントは、そのまま記者会見で公表することもお断りしました。したがってこの結果は、そのまま候補者の公約になるものと私たちは考えます。

会員のみなさんはこの結果を広く紹介して、ぜひ投票の参考にしてください

倉部光世 (A)

憲法は、個人の尊厳と高級平和の実現をするという崇高な目標を掲げています。その実現の前提の為の不可欠な前提として平和的生存権を宣言しています。憲法9条は、その具体的な方策を定めたものと理解しています。日本と世界平和の実現の為憲法9条は保持されなくてはならないと思ひます。

横山隆一 (A)

日本は唯一の原爆被爆国であり、非核三原則、核兵器廃絶に向けた取り組みを行っています。平和憲法は、普選の誓いを示したものであり、日本が世界に誇るべきもので各国からも高く評価されています。あの悲惨な戦争や経験を風化させないことが私たちの使命であり、憲法改正は許されません。

織部光男 (A)

改憲には反対。戦争の反省のもとで作られたことは忘れてはならない。

松本正幸 (A)

憲法9条の本文では、「戦争の放棄」第2項では、「戦力の不保持」と言う宣言である。

ようするに、日本は戦争もしないし、その手段となる軍隊を持たないと言うことでありますが、9条を改正し「武力行使」を認めることのデメリットがあまりにも大き過ぎることや、日本の戦争への反省が、憲法9条の条文に網羅されていることを「忘れてはならない」というと考えている。

横山陽仁（その他）

添付した通り、9条の改訂についてのYes、Noという単純な回答ではいけないと思います。

（次の文は添付いただいた原稿です。）

日本人が未来永劫まで日本人として誇りを持って 続いて行く事を心から願う私は

日本人の一人であります。

- 1、君が代斉唱が当たり前前に小中学校で歌われるようになったことを喜ぶ者の一人です。国際競技大会などで若者が「につぼん、につぼん、につぼん、ちゃ、ちゃ、ちゃ」と当たり前に応援している。日本人でいること、日本そのものを恥ずかしいと思わせるような歪んだ教育が続いていた時期から見ると、やっと日本人であるという自覚、長い歴史を持つ日本という国を誇りに思う普通の気持ちが教育の場に復活しました。9条を守る会の皆様はどうお考えになりますか。君が代に抵抗した教育をされませんでしたか？
- 2、日本を取り巻く東アジアの情勢と将来の日本人の若者達への警告
台湾は、中華人民共和国の一部であり、統合しようとする意志を中国共産党は当然と考えています。しかし、台湾は自由と民主主義の日本と価値観を同じくする国とアメリカがわかったから、中国共産党が怒っても台湾を守る行動を始めました。韓国は中華人民共和国に依存する比率が高い貿易立国であるために、中国共産党の顔色を見ながらの外交政策を続けている。中国も韓国も日本を一言で言えば「嫌う」教育を続けて来たために日本の経済力や技術力が無くなれば、日本を脅すことは当然として来ます。未来の日本人の若者が涙を流すことに耐えられますか？ 9条を守る会の皆様はどうお考えになりますか？
- 3 北朝鮮による拉致事件について
日本は実力行使できない国であることを知っているの、堂々と人さらいをされてしまいました。外交で解決しなければなりません。がさらわれた「めぐみ」さんは、いつまでも帰れません。社会党や共産党は、かつては、拉致は無いとっていました。9条を守る会の皆様はどうお考えでしょうか？
- 4、尖閣列島や竹島、北方領土の帰属について
北方4島はロシアが、竹島は韓国が実効支配しています。外交交渉していますが、中々返してくれません。尖閣諸島については、中華人民共和国が自国の領土だとの主張を始め、実効支配しようと度々領海を侵犯しています。海上保安庁は、その対応で疲弊しています。今のままでは、尖閣列島は中華人民共和国に取られてしまいます。9条を守る会の皆様はどうお考えになりますか？

5、日本を取り巻く社会情勢、経済情勢の変化は、これから益々厳しくなります。東アジア、特に中華人民共和国は、もう沖縄までも自分のものと考えています。軍備を増強し、アメリカでさえも凌駕しようとしています。また日米安保があるから、アメリカはいつでも日本を守ってくれると考えていたら、近い将来、それは虚しい希望になるかも知れません。その位中華人民共和国の軍備は増強の一途を辿っています。アメリカの軍事力でも中華人民共和国を抑えられなくなるのは、そんな先の事ではありません。現実には、もはや中華人民共和国のミサイルを防ぐことはできない状態になっています。

9条の会の皆様は、60年安保か70年安保闘争に参加された方々ではありませんか？中華人民共和国はアメリカと肩を並べたときに、日本という国にどんな脅しをして来るか、その時々我々日本人の子孫が泣かないことを祈るだけです。9条は大切な平和憲法だのお唱え文句だけでは、現実社会、とりわけ中華人民共和国の脅威から日本と日本人を守ることは出来ません。どうしたら、どうすべきか、日本と日本人の将来はどうありたいか、どこに向かえばよいか、議論をする時期になっています。

山下修（A）

自国防衛のために必要な実力を行う権利（自衛権）は持つべきと考えます。

速水正弘（B）

「現在の日本国憲法は連合国からの押し付けの憲法である」と叫んでいる輩も多いが、私は現在の憲法は、平和を愛し、人類反映を願う当時の日本人の心からの願いであり、世界の理想となる憲法だと考えている。しかし、昨今韓国による竹島の不法占拠、中国による、尖閣諸島略取の動き等、何もしないでいけば、尖閣の次は沖縄、九州と、いずれ日本が占拠されてしまう恐れがある。また、現在の自衛隊は国境監視のほか、災害派遣や先日のコロナに対する医療チームの派遣など、国民の生命や財産等を守るべく活躍をされているわけであるが、憲法9条によってその存在が宙ぶらりんな状況となっている。

このことから私は、現在の憲法第9条第2項の「前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は・・・」の部分「前項の目的を達するため、自衛の為に除く陸海空軍その他の戦力は・・・」と改めるべきであると考えます。

石井裕太（B）

私は憲法9条については、解釈の仕方によっては違憲状態が生じてしまうのが問題かと思えます。日本国から武力を完全に取り除くというのは、平和と独立を守る為には現実的ではないと考えます。上記の理由で改正するのが適当だと考えます。

渥美嘉樹（その他）

現在、現行の憲法9条は改正する必要はないと考える。憲法13条を遵守するため、“正義と秩序を記帳とする国際平和を誠実に希求”するため、大切な家族、友人、すべてとの国民の命と生活を守るため、必要最低限の自衛力は必要である。

西沢和弘（A）

他の条文は検討することもあるかもしれないが9条は必要

内田隆（その他）

基本的には9条は守っていくべきと思いますが、昨今の中国等の軍事力により日本を含めたその周辺の諸国民が不安と感じる状況が発生している以上、そうした問題に対して今後どう対応すべきかの策を考えなければ無責任であると思う。

竹内敏行（A）

当然のように私には戦争体験もなく戦争や平和について軽々しく考える立場にはありませんが、その体験を身内から知ることにより憲法9条の大切さを知るとともに、私たちに遵守する責任もあると思います。（お父様の戦争体験と祖母の兄宮本英雄の平和主義についての資料をいただきました）

須藤ゆき（B）

憲法前文ならびに9条にある文言が70年余りの時を経て現状と乖離しつつあると感じております。たとえば、前文の「平和を受ける諸国民の公正と信義に信頼しては」についてはミサイル実験を繰り返したり、領海領空侵犯を繰り返す諸国民が「公正と審議に信頼する」に足るか、という疑問が残ります。また、9条に

おいても「日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に帰休し、国権の発動立てる戦争と、武力による威嚇または武力の行使は国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する」とありますが、武力を用いた威嚇まで封じられては、前述したミサイル侵犯の脅威に立ち向かうことは困難です。憲法にうたわれた平和主義への崇高な理念は尊ぶべきかと思いますが、現状及び憲法の法的拘束力の強さを鑑みて改正が必要であると考え次第です。

織部ひとみ（A）

憲法9条1項、2項は憲法の平和主義を体現するもので、改正すべきではないと考えます。

赤堀博（B）

中国、北朝鮮の脅威があるので改正に賛成します。

渡辺修（ ）

憲法9条は平和を愛する日本人の心の礎となっています。その素晴らしさは国連憲章における宣戦布告を開始とする戦争を1945年禁止したことと見事に合致しています。世界の国権の発動たる戦争をやめましょうという世界協調の平和を求める精神に日本が賛同し、それを国として憲法の条文にうたうことで更に国際協調に深く貢献していく意味で素晴らしいことであります。世界中どこかで国権の発動たる戦争を起し力による国境線の変更を企てる国があれば、国際協調によりそれを排除しなければならぬのは当然ですが、武力による阻止に参加することは現状むづかしいとすれば日本なりの世界平和協調に貢献する術を全力で考え貢献することが求められます。